

屋外広告業登録申請における提出書類

登録申請に必要な書類は、以下の一覧表のとおりで、「申請者が個人である場合」、「申請者個人が未成年である場合」及び「法人である場合」の３つの区分においてそれぞれ提出書類に違いがあります。

屋外広告業登録（新規・更新）申請提出書類等一覧

○：提出する書類

書類の名称（様式の番号）		申請者の区分			注意事項	根拠規定
		個人		法人		
			未成年			
登録申請書（様式第 8 号）		○	○	○		条例第19条の 2 第 1 項
誓約書（様式第 9 号）		○	○	○	登録申請者が 誓約する	条例第19条の 2 第 2 項
住民票抄本	申請者	○	○	－	3 か月以内に発 行されたものに 限る	条例第19条の 2 第 2 項 規則第11条第 3 項
	法定代理人	－	○	－		
	法人役員	－	－	○		
	業務主任者	○	○	○		
登記簿謄本	申請者	－	－	○		
略歴書 （様式第 9 号の 2） （様式第 9 号の 3）	申請者	○	○	－	－	
	法定代理人	－	○	－	－	
	法人役員	－	－	○	－	
	業務主任者	○	○	○	－	
業務主任者の資格を証する書面		○	○	○	本人の原本証明 が必要	

- 注）１．「業務主任者の資格を証する書面」とは、講習会修了証等の写しに原本証明をしたものをいいます。
- ２．一覧表に示すほか、民法第６条で営業を許された未成年者が申請者である場合は、登記（商法第５条、商業登記法第４３条から）を確認します。